

平成 28 年 12 月 19 日

各 位

株式会社 紀陽銀行

不祥事件の発生について

この度、当行において元行員による不祥事件が下記のとおり判明いたしました。

信用を第一とする金融機関として、このような事件を発生させましたことを、役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃より当行を信頼し、お取引いただいておりますお客さま、地域の皆さまならびに株主の皆さまに、ご迷惑とご心配をおかけすることになり深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行元行員（男性・営業担当・48 歳）が、平成 21 年 4 月から平成 28 年 11 月（紀の川支店・鶴原支店・御坊支店在勤時）にかけ、定期預金のご継続目的でお預かりした出金伝票を利用する等の方法で預金の流用を繰り返し、累計 16,515 万円（実質被害額 1,292 万円）を着服していたことが、平成 28 年 11 月 14 日にお客さまからのお問い合わせにより判明いたしました。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明したうえで深くお詫びを申し上げ、全額弁済させていただいております。

なお、被害額につきましては、元行員より全額回収しております。

3. 関係機関への届出等

本件につきましては、法令にもとづく監督官庁への届出を行うとともに、警察への通報を行っております。

4. 人事処分

当該行員につきましては、既に平成 28 年 12 月 16 日付で懲戒解雇処分とし、管理監督面における関係者についても、当行規定にもとづき厳正な処分を実施いたしました。

また、事件を重く受け止め、頭取をはじめとする経営陣についても減給処分を実施いたします。

5. 今後の対応

今回の事件を厳粛に受けとめ、引き続き経営陣の率先垂範のもと、内部管理態勢の充実・強化を図り、不祥事件の再発防止に向け全力で取り組んでまいります。

本件に関するお問い合わせ先
経営企画部 広報・CSR 推進室
TEL 073-426-7133

以 上